

会津美里町立 学校 業務改善 方針

(令和 8 年度～ 1 0 年度)

令和 8 年 4 月

会津美里町教育委員会

目 次

ページ

1 はじめに	1
2 本方針の目的	2
3 本方針の目標	2
4 本方針の実施期間	3
5 基本方針	3
6 具体的な取組み	4
7 おわりに	8

会津美里町立学校 業務改善方針

1 はじめに

県が策定した「第7次福島県総合教育計画」では、一方通行の授業を、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革していく「学びの変革」を進めています。その実現のためには、複雑化・困難化した学校の膨大な業務や教職員の健康が損なわれかねない状況を改善し、授業準備や日々の研さんに十分時間をかけることができるよう「学校の在り方」を変革することが必要不可欠となっています。

また、教職員が長時間の勤務によって、心身の健康に不安を感じながら、負担感や疲労感を抱えたまま教育に当たる状況は、教育の質を低下させ、子どもたちにも悪影響を及ぼすことが危惧されます。

このような状況の中、令和5年8月には、文部科学大臣メッセージ「子供たちのための学校の働き方改革～できることを直ちに、一緒に」が公表されました。教育委員会も学校も、様々な課題を踏まえ、今からできることを直ちに進めなければなりません。

学校が児童生徒にとって安心して学び、生活する場であるために、教職員がゆとりを持って児童生徒と向き合い、自ら研鑽に励む中で資質・能力を高め、次代を担う児童生徒に「生きる力」を育んでいくことは、教職員が本来果たすべき責務であります。

福島県教育委員会では、令和6年2月に「教職員働き方改革アクションプラン」を作成(令和7年2月改訂)し、教職員の働き方改革を一層強力に推進しています。

会津美里町教育委員会としても、今般の給特法の改正の趣旨をふまえ、さらなる学校の業務改善を推進するために、本方針を策定することとしました。

2 本方針の目的

教職員の働き方改革の推進により、児童生徒と向き合う時間や授業改善のための教材研究の時間の確保など、教職員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方の変革」を行い、教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感を持って健康に働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ることを目的とし、給特法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置づけます。

3 本方針の目標

「会津美里町立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則」及び県のプランに準じ、次の4つを目標とします。

1. ワークライフバランスの向上

仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合80%以上を目指します。

2. 教育の質の確保

質の高い授業をするために、授業の準備や自己研さんのための時間を確保できていると感じる教職員の割合80%以上を目指します。

3. 時間外在校等時間の管理

全教職員の時間外在校等時間を、月45時間以内かつ年360時間以内にします。

4. 長時間勤務の解消

通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロにします。

4 本方針の実施期間

国において令和11年度までに時間外勤務時間を月平均30時間程度に削減するとの目標が示されたことから、令和11年度までの3年間とします。

5 基本方針

(1) 町教育委員会が取り組むべきこと

平成31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、具体的な取組みを推進します。

- ① 基本的に学校以外が担うべき業務
- ② 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
- ③ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

上記について、学校以外の組織・団体等への協力要請や教師以外の担い手の確保、業務自体のスクラップアンドビルドの推進などをおして、学校や教師に課されている過度な業務負担の軽減を図ります。

(2) 各学校が取り組むべきこと

管理職を含む教職員一人一人が自らの業務を見直し、一体となって取り組んでいくために、次の点を考慮して推進します。

1. 自校が抱える課題等を踏まえ、学校としての考え方や具体的に取り組む内容を明らかにする。
2. 検討にあたっては、保護者や地域住民等に対し積極的に情報を発信して意見を聴取する機会を設定するなど、理解と協力を得ながら進める。
3. 教育課程内の学校行事については、実施方法の見直しのみならず整理・統合の可否も含めて検討する。
4. PTA や地域の諸団体等が主催する行事への協力については、学校の現状を踏まえ、継続の可否や協力の在り方を検討する。

6 具体的な取組み

(1) 時間外在校等時間の削減を意識した働き方

1. 校舎の開錠・施錠時刻の原則化

解錠は午前7時以降、施錠は午後8時までを原則とします。

2. 児童生徒の登校時刻の見直し

原則、教職員の出勤時刻以後となるように、保護者や地域への理解と協力を得ながら進めます。

3. 勤務時間の客観的な把握と休暇取得

校務支援システムを用いた正確な打刻を徹底します。

また、管理職も含め、年間12日以上 of 休暇取得を促します。

4. 評価・指導の徹底

管理職や町教育委員会が在校等時間について評価・指導し、健康管理を意識した働き方を推進します。

5. 部活動運営の適正化

町教育委員会の「部活動の方針(令和7年4月改定)」を徹底します。朝練習を行う場合も休養日設定等の指針を遵守し、指導にあたった教職員には「早出・遅出勤務」を活用します。

6. 校内推進委員会の組織

各校で「働き方改革推進委員会」を組織し、教職員の提案をもとに実施可能なものから実践します。

(2)業務の削減と分業化

1. 送付文書の精選と工夫

- 。 **ア:精選** 各種募集等の外部依頼は、全校に送付する必要がある場合のみ送付します。
- 。 **イ:工夫** それ以外は共有フォルダ(Google フォーム等)にて案内し、各校で受付の要否を判断します。

2. 部活動地域展開の推進

「会津美里町中学校部活動地域展開検討委員会」を開催し、課題を共有します。令和9年度以降の週休日等の地域展開に向けて、派遣型や地域連携型などのモデル事業を推進します。

3. 担任制や授業時数の見直し

複数担任制、学年担任制、教科担任制の拡大等により、業務の適切な分担と平準化を進めます。

(3)業務の効率化

1. 調査等の精選・精査

町教委からの調査を精選し、国・県からの調査についても提出期限の調整や方法の改善を図ります。

2. 学校事務の共同・連携実施

協議や研修の機会を適切に設定し、効率的・効果的な推進に努めます。

3. 統合型校務支援システムの運用推進

出席簿、指導要録、通知票等の事務負担軽減のため、システムのアップグレードと活用による電子化を徹底します。

4. 欠席連絡等の改善

電話による連絡が必要な場合は「午前7時30分から午前8時の間」とするよう、保護者に周知します。

＜学校における取組みの視点＞

① 家庭訪問の工夫

家庭訪問の本来の意義（生活環境の確認や保護者との相談）を大切にしつつ、実態に合わせて柔軟に実施します。

- **負担軽減の工夫：**学級担任が持ち上げりの場合などは、保護者の意向を確認した上で、訪問時間を短縮するなどの配慮を行う。

② 校内会議の精選と効率化

会議の数や時間を絞り込み、本来の教育活動に充てる時間を確保します。

- **内容の精選：**各種会議を統合し、参加者・回数・議題を最小限に絞る。
- **実施方法の改善：**
 - **例1(職員会議)：**企画委員会等で事前協議済みの内容は、当日は「全体共有が必要な事項」のみに絞って説明する。
 - **例2(部門会議)：**学年打合せや教科部会などは、短時間(10～15分)で終わる「スタンドミーティング(立ち会議)」を積極的に取り入れる。

③ 集金業務等の負担軽減

学級担任に集中しがちな事務負担を、組織全体で分散・デジタル化します。

- **分担の適正化：**担任一人に任せず、副担任や事務職員が学校・学年単位で一括して行うなどの体制を整える。
- **キャッシュレス化の推進：**保護者の意向を踏まえつつ、口座引き落としや振込への切り替えを推進する。

④ デジタル化による連絡業務の効率化

電話対応による中断を減らし、スムーズな情報共有を図ります。

- **連絡手段の変更：**Google フォーム等を活用し、欠席連絡などをオンラインで受け付ける仕組みを導入する。

(4)学校の業務環境の改善

1. 解錠・施錠の分業化

複数の教職員が交代で行うことにより、教頭の業務負担軽減を図ります。

2. 学校閉庁日の設定

8月12日から8月16日までを学校閉庁日とし、原則として業務や部活動指導は行いません。

3. 電話応答メッセージの運用

勤務時間外や週休日の対応を軽減するため、各校で適切な時間を設定し運用します。

4. メンタルヘルス対策

希望者への医師による面接指導や、全員を対象としたストレスチェックを実施・運用します。

(5)保護者・地域住民の理解醸成

1. 勤務時間への理解協力

教職員の勤務時間は「午前8時15分から午後4時45分」であることを周知し、時間外勤務削減への協力を図ります。

2. 情報の積極的発信

町教育委員会及び各学校の取組み状況について、ホームページや学校だより等を通して適宜情報発信を行います。

7 おわりに

【会津美里町の決意として】

本町ではこれまでも多忙化解消に取り組んできましたが、給特法改正の趣旨を踏まえ、教職員がゆとりを持って児童生徒と向き合える「学校の在り方の変革」を一層強力に推進します。

【管理職及び教職員の心得として】

単に在校等時間の縮減を求めるのではなく、一人一人が業務の効率化を図ることが重要です。管理職は面談等を通して課題を共有し、教職員がやりがいを持って業務にあたれるよう支援する必要があります。

また、若手教員の育成や連携・協働できる組織づくりを進め、ワークライフバランスを重視する職場の風土を醸成することが大切です。